(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市東二口イ四の一、ロ一の一一の一、一の一一の二、荒谷イ一の六五、一の六六、河内町中直海ト六二の一、六二の五、六三の一、六五の六、六七の二、六七の五、六七の六、七五の五、七六の二、七六の五、七六の七から七六の九まで、七七の一、七七の四、七九の二、七九の五、八〇の五、八二の一、八二の四、八三の五、八四の六、八四の七、瀬戸子六の六、七の一、七の二、中宮レ四六の五、六六の四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市八幡町ソ一九から二一まで、二二の甲、二二の乙、二三から三〇まで、三一の一、三一の二、三二、三三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県山梨市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山梨市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山梨市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百八十七号

福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福江空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　福江空港内及びその周辺　長崎県五島市
四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第五百三十九号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路末端灯の項光度の欄中「航空緑」の下に「一万千カンデラ」を加え、「三千四百カンデラ」を「二千八百カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年三月六日

○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県山梨市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山梨市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）